

木津川市会計年度任用職員登録案内

木津川市(教育委員会等を含む。)で任用する会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2に基づき任用される会計年度任用職員)の登録については、以下のとおりとなります。

※ この登録は、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、登録者の中から必要に応じて選考を行うものです。名簿登録期間に必ずしも任用されるものではありません。

1 登録方法

次のいずれかの方法により提出してください。

①【オンライン登録】

Web提出フォーム「会計年度任用職員登録申込書兼履歴書提出フォーム」に必要事項を入力のうえ送信してください(スマートフォン、タブレット、パソコンから登録できます)。

URL:<https://logoform.jp/form/o966/kaikeinendotouroku>

QRコード:



②【持参・郵送での登録】

別紙「会計年度任用職員登録申込書兼履歴書」に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、「13 提出先」に持参又は郵送で提出してください。

※ 資格免許等が必要な職種については、資格証等の写しを添付してください。

2 登録受付期間

登録は隨時受付しています。

※ 人事秘書課へ持参される場合の受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

3 名簿登録期間

登録受付日から2年間

※ 期間内に登録内容の変更をしたい場合や登録の削除を希望する場合には、人事秘書課へご連絡ください。

4 職種一覧

別紙「木津川市会計年度任用職員職種一覧」をご確認ください。

5 選考方法

任用の必要が生じた場合に、登録者の登録申込書の内容で書類選考を行い、必要に応じて面接等の選考を行ったうえ、任用を行います。

※ 面接は対面での面接のほか、Zoomを使用したWeb面接も可能です。

6 任用期間

1会計年度(4月1日～翌年の3月31日)までの範囲内で任用を行います。

※ 任用期間中の勤務実績等により、翌会計年度にも引き継いで任用する場合があります。

7 勤務時間

原則、8時30分から17時15分(休憩12時～13時)の範囲内です。

※ 勤務場所により、始業時間や終業時間が異なる場合があります。

8 休日・休暇

(1)休日

原則、土日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)

※ 勤務場所により、異なる場合があります。

(2)休暇

市規則に基づき年次有給休暇を付与します。

その他、有給休暇・無給休暇についても、市規則に基づき取得が可能です。

9 給料・報酬

別紙「会計年度任用職員職種一覧」をご確認ください。

※ 給料月額は、フルタイム(週の勤務時間が38時間45分)勤務の場合の金額です。

パートタイム(週の勤務時間が38時間45分未満)勤務の報酬は、次の計算式により算出した金額です。

パートタイムの給料月額 = 給料月額 × (週当たりの勤務時間 / 38.75) ※100円未満切上げ

10 手当等

- | | |
|-----------|---|
| (1) 地域手当 | 給料月額の6%を支給 |
| (2) 通勤手当 | 市規則に基づき支給 |
| (3) 期末手当 | 基準日(6月1日、12月1日)において、市規則で定める基準を満たす者について、最大年間2.55月分を支給 |
| (4) 退職手当 | フルタイム勤務者が6ヶ月を超える任用をした場合に支給 |
| (5) 給与支給日 | 月給払:当月20日支給、時給払:翌月15日支給
※ 当日が金融機関休業日の場合は、前営業日に支給します。 |

11 社会保険等

勤務条件により、雇用保険・健康保険・厚生年金・労災保険の適用があります。

※ フルタイム勤務者で必要勤務期間を経過した場合には、共済組合保険等の適用があります。

12 留意事項等

- 会計年度任用職員は、地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- パートタイム勤務の会計年度任用職員は、兼業・副業を行うことができます。
- 地方公務員法第16条に規定する以下の欠格条項に該当する場合は、登録することができません。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 木津川市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

13 提出先

木津川市役所人事秘書課

〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110番地9

☎ 0774-72-0501(代表)、0774-75-1234(直通)

※ 教育委員会等の各執行機関で任用される職種についても、上記提出先へ提出をお願いします。

※ フォーム提出の場合は、別途書類の郵送等は不要です。